

令和8年1月26日
札幌市教育委員会児童生徒担当課

札幌市立学校におけるいじめの重大事態に該当する事案に係る点検結果等について

1 本日の説明内容について

過去のいじめの事案についての対応を検証するため、令和8年1月8日に資料2の通知を学校に送付し、令和8年1月22日(木)までに全ての市立学校から報告があった、点検結果と今後の取り組みについての説明。

2 点検内容について

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法の施行以降、いじめの重大事態として報告していなかったが、いじめの重大事態に該当する可能性があった事案

3 点検結果について

- ・いじめの重大事態の調査をすべき事案かを確認するために、より事案の精査が必要だと考えられる事案が20件ある。
- ・上記の事案については、いじめ事案などとして扱い、調査や児童生徒へのケア、指導などを行っていた。
- ・今後、事案ごとに、学校と教育委員会において、過去の資料を確認するなどして、いじめの重大事態として調査すべきか精査を進める。

対象校：

小学校197校（分校2校含む）、中学校97校（分校2校含む）、義務教育学校2校、中等教育学校1校、高等学校7校、特別支援学校5校 計309校（分校4校含む）

4 今後の取組について

- (1) いじめの重大事態に該当する疑いがある事案が発生した際には、これまで同様に事案への対処を迅速に行うとともに、保護者からの申立ての有無や警察等の捜査の状況に関わらず、速やかに重大事態として調査すべきかどうかについて、総合的に判断できるよう、本市独自の「いじめの重大事態調査に関するガイドライン（仮称）」を作成する。
- (2) 教育委員会内の学校支援体制を強化し、いじめを含めた学校課題が深刻化、複雑化しないよう、より組織横断的に対応していく。